

こんにちは！ 地域包括支援センターです

地域包括支援センターでは、成年後見制度についての情報提供、利用についての助言、申立て支援を行っています。社会福祉士が相談に応じますので気軽にご相談ください。

たとえばこんなとき

判断能力が低下した高齢者が消費者被害にあう。

認知症高齢者と知りつつ訪問販売を行い、商品の価格以上の支払いを要求したり、場合によっては商品を渡さずに代金を要求するなどの悪質な手口による被害。

認知症の兄の通帳を友人が管理している。

友人だと名乗る人が年金などの通帳を管理し、兄も理解していない現金を引き出されてしまった。

▶▶成年後見制度を利用すると

本人にとって不利益な契約をしたとしても、成年後見人が契約を取り消すことができ、高齢者を被害から守ることができます。

たとえばこんなとき

認知症高齢者を巡る家族間の問題

家族内で金銭的な取り扱いについてもめた場合、複雑な問題が絡んでいるためすぐに解決しないことがある。

▶▶成年後見制度を利用すると

専門家成年後見人が家族間の複雑な問題の相談にのってくれます。

最後のとりではご近所の力

今後、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加により、こうした被害が増えることが予想されます。そんなとき、成年後見制度は適切に利用すれば非常に有効なものになります。ご近所の見守りと気づき、地域包括支援センターなどが連携して制度を活用し高齢者の権利を守っていきましょう。

問合せ／

富士見市中央地域包括支援センター

☎049-252-7108（高齢者福祉課内）

地域包括支援センターむさしの

☎049-255-6320（特別養護老人ホームむさしの内）

子育てメモ

早寝早起き

「夜なかなか寝てくれない」と困っているお母さんの声をよく耳にします。

特に成長が著しい乳幼児期には、十分な睡眠をとる必要があります。睡眠が足りないと朝からボーッとしたり遊べなかったり、怒りっぽくなったりします。また、子どもの身体に負担がかかり脳の成長にもよくありません。

早起き

眠くてもカーテンを開けて朝の光を浴びさせます。朝の光は、脳の活性化を図り一日を元気に過ごすための大切なポイントです。

早寝

大人が思うように子どもは、なかなか寝てくれません。日中しっかりと身体を動かして遊ぶなど、生活にリズムをつけましょう。また、寝つくまで子どもの意志に任せておいてはなかなか寝ません。部屋を暗くしたり、絵本を読んだり、子守歌を歌ったり寝る雰囲気づくりが大切です。就寝時間を決め、それを繰り返しているとだんだん自分から寝るようになります。

毎日の積み重ねが大事

睡眠の習慣は1日でつくものではありません。「昨日できても、今日はできない」こともあたりまえ、大人が根気よく付き合い、生活のリズムを作っていきますよう。

問合せ／子育て支援センター「ぴっぴ」 ☎049-251-3005

不動産に関する無料相談が始まります

4月から原状回復、^{かし}瑕疵、売買・賃貸契約など不動産に関する相談をお受けします。

相談日／毎月第4月曜

時間／午後1時～4時（1人30分程度）

場所／市役所2階第3相談室

相談員／不動産無料相談員

問合せ／市民相談室 ☎272

INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

4月号のテーマは「離婚不受理申請書」って知っていますか？」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語（フィリピンの言語）、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよく分からない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定NPO法人ふじみの国際交流センター

〒356-0004 富士見野市上福岡5-4-25（上福岡駅から徒歩5分）

☎049-256-4290 <http://www.ficcc.jp>

（ふじみの国際交流センターが毎月発行する
外国籍の方のための生活情報誌）

4月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にした各種無料相談です。相談日が祝日の場合は除きます。☎は予約が必要です。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政・人権	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	市民相談室 ☎④272
☎法律（弁護士）	法律に関すること	弁護士	毎週水曜 午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール 毎週金曜（30日を除く）午後1時～4時 ※場所は市民相談室	
☎法律（司法書士）	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	第1・3火曜 午前10時～正午	
☎税務相談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第4火曜 午後1時～4時	
☎女性相談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	
住宅増改築相談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の専門家	第2火曜 午後1時～4時	
不動産相談	原状回復、瑕疵、売買・賃貸契約など不動産に関すること	不動産無料相談員	第4月曜 午後1時～4時	市民相談室 ☎049-252-7181
消費生活相談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	
外国籍市民生活相談	日常生活についての相談	ふじみの国際交流センター職員	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	ふじみの国際交流センター ☎049-269-6450
マンション管理（予約優先）	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管理士など	第2月曜 午後1時～4時	建築指導課 ☎④418
☎耐震改修・リフォーム	在来工法の木造2階建住宅の耐震化	一級建築士など	第3月曜 午後1時～4時	建築指導課 ☎④422
内あっせん	あっ旋や求人、苦情相談など	内職相談員	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	産業振興課 ☎④264
中小企業経営	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週月～金曜 午前9時～午後4時	富士見市商工会 ☎049-251-7801
介護・権利擁護など	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護など	地域包括支援センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	富士見市中央地域包括支援センター ☎049-252-7108
			毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
老人福祉・虐待（通報）	高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	高齢者福祉課 ☎④389 （時間外 ☎049-251-2711）
		地域包括支援センター職員	毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの ☎049-255-6320
☎障害者就労支援	障害のある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター ☎④327・335
☎児童相談	発達、発育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障害福祉課 家庭児童相談室 ☎④337
教育相談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談研究室 ☎049-253-5313
乳幼児子育て相談（電話相談）	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター ☎049-252-3771
子育て相談（電話相談）	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
			第一保育所 ☎049-251-6553 第五保育所 ☎049-251-9784 けやき保育園 ☎049-254-0022 勝瀬こぼと保育園 ☎049-263-8800	第二保育所 ☎048-472-9174 第六保育所 ☎049-251-4741 子どものそのBaby ☎049-261-7077 子育て支援センター ☎049-251-3005（面接相談あり・要予約）

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護（さろん「温談」）

アルコール

ボランティア紹介窓口「ゆいっこ」

第2水曜午前10時～午後2時

毎週月曜午後7時～9時
第3水曜午前10時～午後3時

第2・4水曜午前10時～午後3時
※ボランティア連絡会が運営しています。